

○池戸座長 皆さん、おはようございます。

それでは、これから第7回の「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会」を開催させていただきたいと思っております。

本日は、委員の皆様全員が御出席いただいております。ありがとうございます。

なお、有田委員と坂野委員は、ウェブ参加となっております。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、資料の確認をさせていただきたいと思っておりますので、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○宇野補佐 本日も、どうぞよろしくお願ひいたします。

資料は、委員の皆様事前に送付をさせていただいておりますが、御確認をお願いいたします。

最初に「議事次第」。

続いて「委員名簿」。

資料1で「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン（案）」。

資料2で「前回検討会からの変更点」。

資料3で、上田委員からの意見書。

資料4で、武石委員からの意見書となっております。

委員の皆様、お手元の資料に過不足がございましたら、挙手で事務局にお申しつけください。

傍聴の方は大変恐縮ですが、ウェブ掲載している資料を御覧ください。

大丈夫でしょうか。

本日もオブザーバーとしまして、食品表示全般の執行を行っております、消費者庁表示対策課より、岩井食品表示対策室長、田中ヘルスケア表示指導室長にお越しいただいております。

それでは、この後、池戸座長、お願ひいたします。

○池戸座長 皆さん、本日もよろしくお願ひいたします。

今日の検討会の進め方ですけれども、食品添加物の不使用表示に関するガイドラインの（案）、先ほど事務局のほうから御紹介があったかと思うのですけれども、それを中心に御議論をいただきたいと思っております。

前回までの御意見を踏まえて、前回お示しした資料との違いなども、資料の2のほうで整理させていただいておりますので、それも併せて、まずは、事務局のほうから御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○宇野補佐 そうしましたら、資料1を御覧ください。

9 ページにわたる内容ですので、ポイントとなる箇所について読み上げてまいります。
最初に、このガイドラインですけれども、食品表示企画課長通知である食品表示基準Q & A の別添とする予定であります。

続いて本文の内容に移ります。

1 としまして「背景及び趣旨」。

(1) 食品添加物は、食品安全委員会で安全性が評価され、食品衛生法に基づき、成分規格や使用基準が設定され、食品表示基準によりその表示方法が規定されています。

しかしながら、食品表示基準上、食品添加物が不使用である旨の表示に関する規定はなく、現状では、事業者が任意で無添加、不使用などの表示を行っています。

(2) 令和2年3月公表の食品添加物表示制度に関する検討会報告書においては、当時の現状などを踏まえ、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるガイドラインを新たに策定することが提案されました。

(3) これまでの消費者意向調査などにおいては、食品添加物について正しく理解していない消費者が存在する。消費者の中には、一括表示欄を確認しない方が存在するということが分かっております。

(4) このため、令和3年3月に食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会を新たに設置し、検討を行い、現時点で食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてガイドラインを取りまとめました。

2 ページを御覧ください。

2、適用範囲。一般用加工食品の容器包装における、食品衛生法第4条第2項に規定する食品添加物の不使用表示について適用します。

3、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示。

一般用加工食品の任意表示については、表示を行うか否か、また、その表示の方法も含め、事業者任せられています。

一方で、表示禁止事項を定めた食品表示基準第9条は、任意表示であったとしても、1号で、実際の食品より著しく優良または有利であると誤認させる表示、2号で、義務表示事項の内容と矛盾する表示、13号で、内容物を誤認させるような表示について禁止をしています。

しかし、食品表示基準第9条では、どのような表示が消費者に対する正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与える表示なのかについて、詳細に規定しておりません。

現状では、食品添加物の不使用表示の種類は多岐にわたっています。不使用表示1つずつについて、食品表示基準第9条に規定された禁止事項に該当するか否かを列挙することは困難であります。

このため、食品添加物の不使用表示を10の類型に分け、各々の類型のうち、表示禁止事

項に該当するおそれが高いと考えられる表示を以下のとおりまとめました。

なお、実際の食品添加物の不使用表示が、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かについては、類型に該当することだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケース・バイ・ケースで全体として判断するものであります。

3 ページを御覧ください。

3 ページから 8 ページでは類型を示しております。

なお、各類型におきまして（2）の記載では、本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられるものを場合分けして示しており、この文章の末尾を確認することで、各々食品表示基準9条の1号に該当するのか、2号に該当するのか、13号に該当するのかが分かる記載をしております。

号の明記をしておりますませんが、これは、号の明記をしてしまうことで、類型に該当することで、直ちに食品表示基準9条何号に触れるという印象を与える可能性がありますので、あえて文章での表現にとどめております。

類型につきましては、前回の第6回の検討会で説明をしておりますので、本日、個々の説明は割愛いたしますが、資料2を用いながらポイントとなる点を御説明いたします。

資料2を御用意ください。

資料2は、前回の検討会における類型からの変更点を新旧対照表としたものです。

基本の変更は、前回の検討会では、表としてまとめていました類型を、今回、文書化するに当たっての言い換えとなっておりますが、大きな変更箇所について、これから御説明いたします。

まず、対照表の一番上、ガイドラインの構成イメージ（案）3.（1）または（2）の別、これの削除ですが、前回の検討会において、（1）（2）にこだわらずまとめるという方向になりましたので、今回この部分は削除しています。

次に、対照表の2番目、前回の検討会では、うち、消費者に誤認を生じさせるおそれが高いと考えられる表示の詳細としていましたが、詳細の説明は、食品表示基準9条の1号、13号の誤認だけではなく、2号の矛盾も含まれるものですので、今回表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられるものに変更しております。

次に、対照表の下から2つ目ですが、前回の検討会でのナンバー4、一切の添加物の不使用を想起、ナンバー10、強調、この2つを今回統合いたしました。

どちらも記載の仕方による内容でしたので、統合し、このガイドライン（案）においては、類型10としています。

資料1の8ページ、類型10を見ますと、かつてのナンバー4とナンバー10を統合させた記載になっております。

なお、ナンバー4がなくなったことによりまして、前回検討会でのナンバー5以降の番号が繰り上がり、分類の数は11個から、今回10個に変わっております。

次に、資料2の2ページ、類型5、例2ですが、前回検討会では、卵黄と明記をしていましたが、社会通念上食品であると考えられるもので代替する場合には、誤認にはつながらないのではないかという御意見がありましたので、原材料を高度に加工という表記に変更しています。

資料1の5ページ、類型5の例2の部分です。

乳化作用を持つ原材料を高度に加工、この部分に変更となっております。

次に、資料2の2ページ、類型7（2）、こちらは、開封後に言及せずにというのを追記しております。

資料1の6ページ類型7の（2）の記載です。

類型7の（2）の2段落目に、保存量不使用なのでお早めにお召し上がりくださいと記載をしておりますが、この後に、開封後に言及せずにというのを明記しております。

この2段落目で、最後、表示すべき事項の内容と矛盾するおそれがあるとして、食品表示基準9条第3号に関する整理としていますのは、義務表示である期限表示よりも早く喫食しなければならないという印象を与えた場合ですので、そのことが分かるように追記をしております。

資料2を使った説明は、以上となります。

資料1に戻ります。

資料1の8ページを御覧ください。

4、本ガイドラインを含む食品添加物に関する普及、啓発。

（1）本ガイドラインは、食品関連事業者等が表示禁止事項に当たるか否か、自己点検を行うことができるものであります。

よって、行政、事業者団体は、事業者に対して本ガイドラインの活用方法について普及、啓発を行うことが重要です。

また、事業者は意図せずに、表示禁止事項に該当するおそれが高い表示をしてしまうことを防ぐため、食品添加物に関する制度や知識をさらに深めることも重要です。

（2）行政は、消費者が食品添加物の不使用表示がされている食品に対して、正しい商品の選択ができるよう、本ガイドラインについて、消費者に普及、啓発を行うことが重要です。

また、消費者庁では、消費者における食品添加物への理解度を継続的に調査するとともに、現在行っている表示制度を含む食品添加物に関する普及、啓発を引き続き行い、消費者における食品添加物への理解をさらに深めていくことも重要です。

9ページを御覧ください。

5、本ガイドラインに基づく表示の見直し。

本ガイドラインは、食品表示基準に新たな規定を設けるものではないことから、本来であれば、特段の経過措置期間を要するものではありません。

しかし、同基準の解釈を示す、Q&Aが曖昧などの理由により、現在、表示禁止事項に

該当するおそれが高いと考えられる表示が行われている可能性があります。

今回、禁止事項に該当するか否かのメルクマールが明確になったことを踏まえ、まずは、食品関連事業者等は、本ガイドラインを用いて表示の点検を行うこと。その上で、包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であることなどを考慮し、2年程度の間、必要に応じて表示の見直しを行うこと。なお、2年に満たない間においても、可能であれば、見直しを行うことが望ましいとしております。

ガイドライン案の説明は、以上になります。

○池戸座長 ありがとうございます。

今、御説明いただいたことについて、御質問とか御意見を頂戴したいと思いますが、その前に、今日も意見書を御提出いただいております、お二方がおられますので、そちらのほうから、まず、御説明をいただければと思います。

ということで、上田委員のほうで御説明をいただけますでしょうか、よろしく願いいたします。

○上田委員 上田です。

意見書の説明の前に一言申し上げます。

前回の検討会において、酵母エキスや卵黄を例にして、食品として表示されている原材料の加工品により添加物が代替された場合の不表示の扱いについて議論されました。

不表示を放置すると、現在広まっている「食品添加物として表示をしたくない」という風潮をさらに助長し、食品添加物として使用された食品原料については、「一般飲食物添加物」と扱うと定められている現在の食品添加物制度の信頼を損ねるおそれがあるほか、本来「食品添加物として指定を受けるべき成分組成からなる新規の素材」が食品として扱われるような事態にもつながりかねません。安全や商品選択の自由を確保するという食品表示法の趣旨を踏まえ、不表示を制限することが重要と考えております。

以下、意見書について説明します。

なお、ガイドライ（案）の内容確認の目的で、提出した意見のうち4つについて、後ほど消費者庁事務局にコメントをいただきたい質問事項が混じっています。

それでは、1番目の意見ですが、ガイドライン（案）に賛成するというものです。

前回までに議論された誤認につながるおそれのある類型がおおむね盛り込まれている、本案に賛成いたします。

使用された食品添加物を表示するという現在の表示制度の普及が優先されるべきで、あえて不表示を行う際には、消費者に誤認を与えることがあってはならないと考えます。

2番目の意見は、ガイドラインの各類型には、消費者の方々の誤認につながる理由を重点的に記述し、該当する表示例は必要最低限に絞るべきものというものです。

ガイドラインが不表示を行う際のお墨つきとなったり、不表示の指南書とならないため、事業者がガイドライン制定の趣旨をしっかりと踏まえて、消費者の方々に適切な情報提供を行うために活用すべきと考えます。

3番目の意見は、類型7についてでございますが、「保存料不使用のため、お早めに召し上がってください」の表示を、表示禁止事項に該当するおそれのある表示の例とすることは適切と考えるというものです。

保存料の使用に当たっては、一定の衛生管理のもとに製造された食品の性質に応じ、有効かつ必要最低限の量で使用するものが原則となっております。衛生状況によっては、使用した保存料が微生物の栄養源となって増殖を促進する場合があるなど、食品の取扱い状況により、開封後の保存性には差異が発生いたします。

当該表示は、以下の誤認を招くので表示禁止事項に該当すると考えます。

1つ目の理由は、消費者の方々が、消費期限、賞味期限、保存方法等、安全に関わる他の重要表示事項と混同するおそれがあること。

2つ目の理由は、通常の加工食品において、保存料の使用は開封前の消費期限、賞味期限に関わりますが、開封後の保存性を保証するものではありません。係る表示が広まることにより、保存料が使用されている他の食品については、開封後も安全性が担保されているとの誤認につながり、食中毒のリスクが高まってしまうおそれがあります。また、保存料が全ての食品に使用可能であるとの誤認にもつながるおそれがあります。

「傷みやすいので開封後は早めに召し上がってください」、「おいしく召し上がるために早めに御使用ください」等の表示に代えて、係る不使用表示を行うことは、消費者の方々への注意喚起とはならず、食品添加物の使用目的や使用基準に対する消費者の方々の誤認を招くもので、食品産業全体の信頼を損ねるものであると考えます。

事務局へ確認したい点の1つ目なのですが、これに関連しまして確認したいことがございます。ガイドライン（案）の類型7の（2）の中段の説明文ですと、「保存料を使用していないので、開封後はお早めに召し上がってくださいと」、開封後に言及すれば、当該表示が問題のない表示と受け取る事業者が現れる懸念があります。

この説明文は、あくまで義務表示事項である期限表示との矛盾の例として開封後への言及の有無を記載したものであって、その上段の文章の、おいしいと結びつけた表示についての説明文にあるように、科学的な因果関係を説明できなければならないと考えます。その理解でよいかどうかについてお尋ねいたします。

また、保存料の代わりに、いわゆる日持ち向上剤やpH調整剤等を用いたりしている場合には、類型4に該当し、また、保存料も日持ち向上目的の添加物も使用していない場合には、一般的に保存料が使用されているとは言えず、消費者もそれを予期できないという類型8に該当すると考えますが、それでよいかどうか、後ほどコメントをお願いいたします。

意見を続けます。4番目の意見は、窒素やアルゴンを使用して製造された食品に対して、酸化防止剤不使用の表示を行うことは、表示禁止事項に該当することをガイドラインに明記してはというものでございます。

食品の製造に当たり、二酸化硫黄や亜硫酸塩等の酸化防止剤を使用せずに、代替として窒素やアルゴンを使用して高品質化を図る製造技術が広く普及しつつあります。窒素やア

ルゴンは酸化防止機能を有した製造用剤として食品衛生法で使用が認められております。

今後、窒素やアルゴンを用いる製造技術が一層普及することを想定し、これらの食品添加物が製造、貯蔵及び容器包装空隙の空気置換等で加工助剤として使用された製品に対する酸化防止剤不使用の表示が、表示禁止事項に該当することをガイドライン中の表示例で明記すべきと考えます。これは類型4、それから類型9に関連すると思います。

事務局への確認なのですが、窒素やアルゴンを加工助剤として用いた場合の酸化防止剤不使用の表示は、類型4に該当すること。また、類型9にも該当するおそれもあると考えておりますが、それでよいかどうかについて、後ほどコメントをお願いします。

5番目の意見は、以下のガイドラインの表示例を追加すべきというものです。類型2の例に「防腐剤不使用」の追加を提案いたします。

類型10の表示例に「一切」「すべて」「〇〇等」「〇〇以外」のような曖昧な表示を追加すべきと考えます。これらの用語を用いた不使用表示は、過度な強調に該当するので、表示例に追加してはと考えます。

事務局への確認があります。

類型2に関連したものなのですが、「合成着色料不使用」を略して「合着不使用」としたり、「化学調味料無添加」を略して「無化調」とする表示は、「適切ではない人工、合成、化学及び天然の用語を用いた表示」に含まれると考えますが、それでよいかどうかにつき、コメントをお願いいたします。

最後の意見は、食品添加物の代替技術を用いた場合や、同一物質が製品に含有されている場合における不使用表示の過度な強調は、誤認につながるおそれがあることをガイドラインやQ&Aで明示すべきというものでございます。

当該食品添加物が一般的に使用されている食品において、代替物を使用することなく、代替の技術、新規の製造技術の開発により、当該食品添加物の不使用が達成された場合にあっては、不使用とのみ表示するのではなく、他製品よりも優位な品質である理由等の技術内容を明示することが、消費者の方々への情報提供として望ましく、代替物が使用されているとの誤認を防止することにつながると考えます。

また、不使用と表示しながら当該食品添加物と同じ物質がもともとの食品に含まれている場合にあっては、同一物質が含有されていないとの誤認を防止するため、同一物質を含有する旨を表示することが望ましいと考えます。

これらの表示は、過度に強調された場合は、ガイドライン類型10に該当すると考えます。また、過度に強調されない場合においても、不使用と表示されるだけでは、消費者の方々への情報提供、選択の自由の確保の点から望ましくない旨をQ&A等を通じて明示すべきと考えます。

最後の確認、事務局への確認ですが、このような当該食品添加物の代替物を使用していないが代替技術を用いている場合や、同一物質が製品に含有されている場合の不使用表示の過度な強調は、類型10に該当するとの認識でよいかどうかです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして武石委員のほうから、コメントをお願いします。

○武石委員 食品産業センターの武石でございます。資料4の意見書について御説明申し上げます。

私のほうからは、6点意見書として出しております。1番目のガイドラインの全体構成案ということですが、これにつきましては、先ほどの説明で、位置づけがおおむね理解されましたので、これを見ている限りは。内容をチェックして、もう一度確認のために整理させていただきます。

このアンダーラインを引いてあるところで、現行のQ&Aの加工282のように、具体例を示しながら、具体的に9条などの号に抵触するのかわかりにくく、ひもづけてほしいという意見を出しておりますが、先ほどの説明で、そこまですると直接当該条項に触れる印象を与えるということがあるので、あえて書いてございませぬというような整理だとお聞きしました。

そうであれば分かりやすく、それについては、むしろ書いたほうがいいのかなど、具体的に中身を先ほど見ますと、ほぼ1号、2号、13号ということの説明されておりますので、そこをあえて書かないという理由も、なかなか理解しにくかったもので、こういった形で出させていただきました。

それから、当然ガイドラインの類型から外れる、今回の、いわゆるネガティブリストでございますので、これに外れるものは、規制の対象外であるということを明記していただきたいと思っております。

それから、2番目、これも先ほどの説明でかなりはっきりしたのですが、確認と併せて、もう一度追加で質問したいのですが、ここでは、ガイドラインの取りまとめについて、加工90とか、加工232とか、加工282と、具体的に添加物なり、9条の禁止事項についての解説をしているQ&Aがあるのですが、先ほどの御説明ですと、Q&Aの別添として出されるということですので、これは、ここに書いてあるような加工90とか、加工232とか、加工282といったものの考え方を全て解説するようなものになっているというような理解でよろしいのでしょうかということでございます。

そういった意味で、点検、今まで個別に加工90とか、232とか、282に従ってチェックしてきませんでしたので、そこも確認する必要があるというのが、この2番目の趣旨でございます。

3番は、従来から言っておりますが、結果的に、先ほど上田さんもおっしゃったように、これは、基本的に規制の基準となりますので、これについては、きちんと条文上の整理が必要でしょうということで、前から主張しております。

次の2ページを見ていただきまして、中段以降は、少し長くなりますので、最後のアンダーラインのところだけ見ていただければと思いますが、表示禁止事項のメルクマールということなので、規制の判断に直接つながるものだということで、例えば、この場合に、

9条第1号の繰り返し出てきます、優良または優良の誤認ということで、今回の詳細説明の事例の中でも、この著しくという表現が全て外れた説明になっております。これは、9条1号は、全ての表示禁止事項に共通して適用されるものであって、添加物の不使用表示のみに、こういった著しいという条件を付さないで規制することは、バランスを欠くのではないかと、いわゆる景表法の著しく優良誤認ということと併せて、きちんと著しいという条件を付さなくていいといった辺りを整理していただきたいと思います。

それから、4番目、これも繰り返し言ってきているところでございますが、9条13号、ほかの号と組み合わせて適用するというような言い方を、今回、特に類型10についてはされております。

そもそもこのアンダーラインに書いてございますように、表示禁止事項に該当するおそれの理由として、単独で引用されている、1とか9については、そもそも1については誤認の程度が13号に直ちに違反するのかどうか、それから、9については、加工助剤やキャリアオーバーについて添加物表示を省略できるルールがある一方で、原材料に使用されている添加物について、不使用表示の根拠とするため、どこまで遡及する必要があるのかといった点を分かりやすく整理する必要があると思っております。

一方で、13号、ほかの号と組み合わせて、文字の大きさや、それから、色、使用頻度を規制すると整理されておりますけれども、これにつきましても、一般的に、そういったほかの号と組み合わせて、こういった条文を適用するといったことが可能なかどうかということ、これは、今までの食品表示基準の整理の中で、そういった整理が可能なのかということを確認したいということも併せて整理していただきたいと思っております。

特に類型10につきましても、非常に分かりにくくて、具体的にどういった、例えば、強調の程度、例えば、2回繰り返しではいけないのかとか、ポイント数は、どれぐらいであればいいのかとか、そこら辺について明確な基準がないもので、単独では、なかなか類型とはなり得ないのではないかと、事業者も判断できないといったようなことも課題だと思っておりますので、そこは、ぜひ整理をしていただきたいと思っております。

5番目ですけれども、これも、繰り返し言っておりますが、特に意見が分かれているタイプの4、5、7、10のような賛否両論があるものについては、少なくとも、今回の修正の程度で合意が得られるというようなものではないと思っておりますので、そこについては、賛否両論あったということをも明記した上で、パブコメ等にかけていただきたいと思っております。

最後6ですが、公正競争規約で、自主基準等で明確化されているものについての扱いということにつきましては、これは、従来から主張しておりますが、きちんと景表法等で認定されている公正競争規約というものがある一方で、それを見直すと、どういった手順で見直すというのは、これから、また、いろいろと御教示いただければと思っておりますが、それについては、一定の期間が要するというので、通常の切替えだけではなくて、業界内の話し合いといった手続もあるでしょうから、これについては、きちんとした経過措置と言っ

ていいのか、もう少し余裕を見た措置を取ってほしいといったことを要望しているところ
でございます。

以上、6点でございます。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、皆様からの御意見も、御質問等をこれから承りたいと思っておりますが、今、
意見書の2人の委員のほうから、事務局に対してのコメントの確認とか、そういうのも出
されたかと思えます。

それで、これは私の考えなのですが、これからガイドライン（案）に沿って、個別の議
論を進めていく中で、その部分になったときに、事務局のほうから補足的なコメントを
いただいたほうが、委員の皆さんの御意見も承ることができるので、そういう形で進める
ことで如何でしょうか。もし確認事項でコメントが抜けていたり、個別事項のみならず全
体に関わるようなところがありましたら、それはそれでまたコメントをいただいて議論し
ていただくという形で進めさせていただけたらと思うのですが、よろしいでしょうか。

○上田委員 結構です。

○池戸座長 あと、今日は、マイクのスイッチを入れて御発言いただきたいと思ってお
ります。それから、これから資料1に沿って検討をしていきたいと思っておりますけれど
も、できたら、こういう表現がいいのではないかと、具体的に文言の修正とかの案なども出
していただけると非常にありがたいと思えます。

ただし、なかなかそうは言っても難しい部分がございますので、それはそれで、ここを
少しこういう考え方に基づいた表現にしたほうがいいですよというような御意見でももちろ
ん結構ですので、そういう形で御協力いただきたいと思っております。

それでは、資料1に沿って、全体この構成が、項目が1から5までになっていますが、
全体に関連するところも、場合によっては出てくるかと思えます。ただ、一つ一つの項目
ごとで議論する中で、そういう全体的な内容の議論が必要であれば、そのつど議論する
という形で進めさせていただきたいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、まず、資料1の1ページです。1の背景及び趣旨というところですが、(1)
から(4)まで書かれていますけれども、この部分について、何か御質問、御意見がご
ざいましたら、また、事務局のほうで冒頭に何かコメントがある場合は言っていたきた
いと思えます。先ほどの意見書などを踏まえて、どうぞ、御意見等を出していただけたら
と思えます。よろしくをお願いします。

では、浦郷委員、お願いします。

○浦郷委員 浦郷です。

本当に、今回、ガイドラインをまとめていただきまして、事務局の皆さん、どうもあり
がとうございました。

1ページのところで、大変細かなところで恐縮なのですが、(3)の消費者意向

調査のところ、28行のところ、食品添加物は安全性が評価されていること等について正しく理解していないと書いてあるのですけれども、確かにちゃんと評価されたものが使われているということを知っていますかという質問で、はいというのが4割切った、直近のところでは4割いったところなののですけれども、そういうところで、ちょっと理解していないという書き方をされると、さも理解していない消費者が悪いようなイメージもあるので、理解されていないとか、十分に理解が広がっていないとか、ちょっとそういう表現に変えていただければと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

武石委員、お願いします。

○武石委員 ここは、先ほどちょっと確認しようと思った事項につながるのですが、課長の御説明で、今回、このガイドラインがQ&Aの附属文書として出されるという予定だとお聞きしました。

その趣旨は、個別の、例えば、加工90の附属ということではなくて、Q&Aの全体の附属のガイドラインということで、今、幾つかガイドラインなどはついていますが、そういう整理でやられるということと理解しておりますが、それが1点。

そうであるとする、前回の検討会のときから繰り返し確認してきました、このガイドラインの位置づけが、少なくとも前の事務局体制のときは、Q&Aよりも上位にあるといったような話をされて、むしろこのガイドラインを踏まえてQ&Aを直すのだみたいなことを言われたようにも記憶するのですが、そういった点から、かなり方針が変わってしまったのかなと。

今の御説明であると、現行のQ&Aからも、ある意味はみ出るものではないと、現行のQ&Aの範囲内での解釈の通知になるということだと思います。そうすると、それが前回の検討会で求められていた、9条の禁止事項、1号、2号、13号のメルクマールとなるといったものとの関係について、本当に、こういった整理でよろしいのかなというのが基本的な疑問でございますので、その点をちょっと確認させていただきたいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。ただいまの御質問、ガイドラインとQ&Aに関してですが、Q&Aも現行のQ&Aとの関係ですね、そういうことだと思うのですけれども。

○谷口課長 申し上げます。今回御説明いたしました、このガイドラインにつきまして、Q&Aの別添にするというお話をしましたけれども、現在のQ&Aというのは、食品表示基準について様々な事項、添加物に限らず規定しているQ&Aがたくさん入っている数値でございます。

その中に、今回は、食品添加物の不使用表示に関するガイドラインという形で取りまとめていただくということで考えておりますので、それを別添としてつけるということですので、あくまでこのガイドラインについては、食品添加物の不使用表示に関するものという位置づけになろうかと思っております。

また、先ほど武石委員のほうからお話がありました、こちらのQ&Aとガイドラインの関係ということですが、Q&Aの上位というわけではありません。先般の検討会におきましても、このQ&Aというのが網羅的でないとか、曖昧ではないかということで、そういったものをもう少し詳しくするようなもの、ガイドラインを作るべきという提案だったと理解しております。何か上位、下位といったような関係にあるというよりは、内閣府令であります食品表示基準というところで決めている規定についての解釈なり、詳細を示すQ&A、その中でのガイドラインという別添をつけるということでございますので、そういった詳細の説明をする位置づけになる、Q&Aの中の1つということになるかと思えます。お答えになっていきますでしょうか。

○武石委員 ということは、確認ですけれども、今、Q&Aは、幾つか表示禁止事項とか、不使用表示について触れた幾つかのQ&Aがありますが、それからはみ出るものではないと、あくまでもその範囲内での解釈を示すものだと理解してよろしいですか。

○谷口課長 現在のQ&Aで規定されている内容が、網羅的でないとか、曖昧であるという話でありましたので、その中に収まるというよりは、それも含めて詳細に説明しているものがガイドラインということになるかと思えます。現在のQ&Aは、添加物だけに限らない部分もございまして、今回のガイドラインというのは、特にその中でも食品添加物の不使用表示について詳細に規定したということになるかと思えます。

○池戸座長 イメージとして分かりましたか、大丈夫ですか。

○武石委員 例えば、加工90の規定と、今回の種類の規定と、そごがあるような、まだ一個一個確認していませんので、仮にそごがあるような場合については、例えば、どちらが優先するのかなという辺りが、将来問題になるのではないかなということが懸念されたので、今のような質問をさせていただきました。

○谷口課長 ありがとうございます。

今回のガイドラインを策定するというに伴いまして、現行のQ&Aで何か見直す必要があるものについては、併せて見直していきたいとは思っております。

○池戸座長 ありがとうございます。

菅委員、お願いします。

○菅委員 菅です。今日もよろしくをお願いします。

先ほどお二方がおっしゃったことに、それぞれ絡む話かもしれないですが、まず1点目は、浦郷委員が先ほどおっしゃったことと関連して、資料1の1ページの1(3)に書いてあることというのは、それぞれが特にネガティブな評価を受けているわけではなくて、こういう状況にあるということを言われているというだけにとどまる趣旨なのだと思えましたので、先ほど浦郷委員が言われたような形での修正が必要な部分があるのだらうと思えます。

ですので、(3)の2つ目の「商品選択の際に食品添加物の不使用表示がある食品を購入している消費者が存在する」とか、3つ目の食品添加物の不使用表示がある食品を購入

している消費者の中には、一括表示欄を確認しない方が存在するというのは、特に、だから悪いとかいいとかを言っているわけではなくて、価値中立的に言っておられるということだと理解してよいのでしょうかという、念押しの確認です。

2点目は、先ほど武石委員がおっしゃったこととの関係での確認ですが、結局、このガイドラインは、食品表示基準の一部になったというわけではなく、その解釈を示しているにとどまるという位置づけだということで、「ガイドライン違反」とか、「Q&A違反」ということが、直接何か違反の問題とされるわけではないというような位置づけだと理解しておけばいいのですか。その結果、もちろん「食品表示基準違反」になる場合がありますということになるのだと思うのですけれども、それ自体が基準化したわけではない形の位置づけということでしょうか。

○池戸座長 よろしいですか。

○谷口課長 お答えいたします。まず、1つ目の話で（3）の部分がネガティブな評価ではないという話は、おっしゃるとおりでして、こういった状況にあるということでございますので、それを踏まえた上で、誤認のないような表示をしていただきたいためのガイドラインという位置づけになろうかと思えます。

また、Q&A違反とか、そういった形になるのかというお話でしたけれども、当然今回のガイドラインにつきましては、基準について何かつけ加えたりとかという形ではございませんで、今ある基準について詳細な解釈などを示すという位置づけになりますので、おっしゃるとおり、何かQ&A違反ですとか、ガイドライン違反という形で、直接違反になるというよりは、仮に違反となるという場合には、食品表示基準何条違反という形になろうかと思えます。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

もし、今、1のところの御意見をいただいているのですが、後のほうの御議論いただいた中で、また、これに関連した議論が出てきた場合は、また戻りたいと思えます。

その前に、武石委員、どうぞ。

○武石委員 ガイドラインの2ページです。3番の最後のほうでございますけれども、なお書きで、実際の食品添加物云々かんぬんで、ケース・バイ・ケースで全体として判断すると、この判断をするというのは、あくまでも監視・指導に当たる、例えば保健所の方々が判断するというような理解でよろしいのでしょうか。

○池戸座長 もう今、3のところを言われているのですね。

○武石委員 ごめんなさい。

○池戸座長 いや、いいですよ、もしよろしければ、もう2と3のほうを併せて御意見をいただくということで。

○武石委員 失礼しました。

○池戸座長 大丈夫です、今の御質問、どうでしょうか。

○谷口課長 お答えいたします。3ポツの一番下のなお書きというところでございますけれども、こちらにつきましては、おっしゃるとおり、実際の食品添加物の不使用表示が、食品表示基準9条に該当するかどうかということ、監視、指導などの監視行政の中で見るということでございますので、その際には、単にこのガイドラインの類型に該当することだけで判断されるわけではなくて、当然、実際の商品の表示なり、その状況を見た上で判断されるというものでございます。それは、現在の執行を担っていただいている行政執行の部門で判断されることになるということでございます。

○池戸座長 よろしいですか。今、2ページのほうに移っていますが、ほかの委員の方で、御質問とか御意見がありましたら、戸部委員、どうぞ。

○戸部委員 今の2ページ目の3のところの御説明、最後のなお書きの部分ということで、御説明をお伺いしてよく分かったのですけれども、そうすると、今回のガイドラインに直接影響はしないかもしれませんが、例えば、今後、行政の御判断の事例などは、公開されたりはするのでしょうか、今後の運用がどうなるのかというようなところも、教えていただければ助かります。

○池戸座長 よろしいですか。

では、お願いします。

○谷口課長 お答えいたします。この食品表示法に基づきます指示などという形で行政の処分がなされた場合に、公表するということになっておりますので、それについては、当然、事例が公表されるということでございます。

○池戸座長 よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。菅委員、どうぞ。

○菅委員 ガイドライン案の順番に沿って意見を言いたいと思いますので、資料1の2ページの2についてなのですけれども、細かいことで恐縮なのですけれども、これは9条に関係することなので、もちろん適用範囲は、一般用加工食品を念頭としていると思うのですけれども、業務用加工食品等における準用可能性について、何がしかの言及をしなくても大丈夫なのか、そこについては、どう考えるのかということについて、言及の要否について既に御検討いただいていると思うのですけれども、そうであれば御見解を教えてください、もし、そうでなければ念のため御検討をいただけたらと思います。

以上です。

○池戸座長 どうでしょうか。

○谷口課長 お答えいたします。こちらの適用範囲としては、一般用加工食品という形で書かせていただいております。これは、業務用についてはこのガイドラインで直接というわけではなくて、この表示禁止事項の規定自体が業務用加工食品につきましては、この食品表示基準9条というのを準用するという形になっておりますので、食品表示基準9条に附属するものとして、このQ&Aなり、ガイドラインというものが位置づけられるという

ことでありましたら、業務用加工食品につきましても必要な範囲内で、こちらのものが準用されるということになるかと思えます。

○菅委員 今のご説明のみで特に理解として混乱が生じないのならいいのですが、私自身は、どのように業務用加工食品に影響するものなのかというところは、直ちにはよく十分に理解できていないかもしれませんので、ほかの委員の方がそれで大丈夫だということであれば、それで結構です。

○池戸座長 浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員 浦郷です。

私も今の部分で、前回いただいた構成案のイメージのところでは、食品表示基準の規定に基づきとなっていて、それを前提に議論してきたと思うのですが、ちょっとここで一般用加工食品ということで、何か範囲が狭められているような感じがします。これだと、生鮮食品などは適用外ということになるのでしょうか。

以上です。

○池戸座長 よろしいですか。

○谷口課長 答えいたします。生鮮につきましては、この食品表示基準9条の適用ということではございませんので、このガイドラインが直接該当するというものではございません。

○浦郷委員 それでは、例えば、かんきつ類など、防カビ剤不使用という表示はありますけれども、それには適用されないという理解でよろしいのですか。

○谷口課長 現在の考えておりますガイドラインという形で、直接適用する、しないという形にはならないと考えております。ただ、実際の表示がどういった不使用表示がなされるかによって、表示禁止事項に該当するかというのを生鮮の中で判断するという際に、もしかしたらこの部分を参考にするということはあるかもしれないです。

○浦郷委員 分かりました。ありがとうございました。

○池戸座長 どうぞ。

○菅委員 菅です。

3に行ってもいいですか。

○池戸座長 大丈夫です。

○菅委員 資料1の2ページの3についてなのですが、先ほど座長がおっしゃったように、1の話とも関わるかもしれませんが、その後の種類のまとめ方そのものについても影響してしまうようなことをちょっと申し上げてしまいましたが、個々の種類に入る前の3の冒頭の部分について、前回までの指摘を踏まえて、9条ないし「不使用表示」に関する総論的な考え方を記述していただいた趣旨であると理解しておりますし、その後の個々の種類についても、従前より議論してきた9条に該当する可能性について、「そのおそれが高いもの」と、「直ちには当たらないけれども誤認のおそれがあるもの」とに分けて書くということをやめる形で整理を試みられたという説明をお受けしておりますが、私の漠

然としたイメージとしましては、総論的に9条の理解やその不使用表示との関係に関する記述が3の冒頭にあるのに加えて、個々の種類の部分についても、議論が分かれるものがあったり、その結果該当可能性についての濃淡があるように感じられる点について、何らかの「類型ごとの総論」的なコメント、それは基本的に該当しやすいかしくいかというようなものになるかもしれませんが、そういうものがあつた上で、具体例もそれなりに数を示して、必要に応じて脚注なども使っていただくことなどを念頭に、より詳しいガイドラインができるのかなと思っていたのですが、現在、お示しいただいているものは、その辺りの見解の対立や、該当可能性の濃淡といったことについては、特に感じられない整理になっている印象があります。

その結果、私自身、現時点でこれを見てどう感じているかと申しますと、私を含めました、ここにいらっしゃる皆さんは、今までの議論の経緯も踏まえて濃淡が読めると思えますし、各類型の(1)で示される「概要」に当たるもののうち、(2)に当たるようなものになってくると、9条該当性の検討の問題が出てくるけれども、総合評価も必要なもので、それだけでは直ちに9条違反でアウトという評価になるわけではないといったレベル感で作られている趣旨だと思うのですけれども、他方でその経緯を知らない方がぱっとこれだけを見ますと、各類型ごとの(1)の「概要」というのがあり、(2)の「該当するおそれが高いと考えられるもの」というものであつても、もう(1)に該当しそうな9条違反になりそうだと、(2)に当たると即処分されるという印象を持たれるのではないかと思います。見解の対立がありますから、今の記載でも手ぬるいと思われる委員の方もいらっしゃるかもしれないのですけれども、この場で今まで議論してきたニュアンスよりも強い形で、かなりの不使用表示が即アウトだと、あるいは、そう判断されるリスクが高いのだという印象を与え過ぎてしまうのではないかと懸念をちょっと感じます。

場合によっては、真剣に検討する事業者ほど(1)に該当しそうな段階で不使用表示はやめておこうということになり、他方、誤認を惹起しようかと思う事業者ほど、限界ぎりぎりの不使用表示をするということにもなりかねないとかえ、いささか不安に感じるのですけれども、このことが事業者による正しい情報を提供する中での訴求といった面だけではなくて、消費者の側における、不使用表示も今後も一定の合理的な選択のために活用したいという、決して少なくはないニーズにとって、自由で簡単な選択可能性を狭め過ぎてしまう不都合が生じることにつながるのか、いささか懸念を持ちますし、また事業者が製造過程において工夫や努力をする意欲にもマイナスの影響がないだろうかとも感じるところです。

今後、このガイドラインについてのコンメンタールといひましようか、さらに詳しい説明文書を作られることがあるのであれば別かもしれないのですけれども、そのようなお考えはあるでしょうかという確認と、もし、ガイドラインはガイドライン単体で十分理解できるものにしなければならないと、私も基本的にそうだと思うのですけれども、そうだと申しますと、もう少し各類型ごとに何を問題としているのが解説されるべきようにも思い

ますし、武石委員からの先ほどの御提案のように、両論あったことなどを何らかの形で残すのであれば、そのガイドラインの読み方を補足するような何かがあったほうがいいようにも感じます。

今回は諮問に対する答申というわけではなくて、ガイドラインそのものを納品するということになるので、ガイドライン自体がどうあるべきかということなのだと思いますが、どういう議論の結果として、このガイドラインになっているのかを、最終的に何らかの形で一緒に表明できないのかなということを感じると思います。

そうした私の問題意識というか一種の違和感みたいなものを、ではどう解消するのかということについて、何か前向きな改善意見を述べなければならないと思うのですが、例えば、これから個別に検討されるでしょうけれども、各類型の説明の（２）と（１）を入れ替えるといいでしょうか、（１）の中に「例」がありますね、（１）で各例が挙がっていると思うのですが、結局（２）の例になっているのではないかという気がしまして、（２）の例として掲げるようにしてはどうかと。そうするだけでも、（１）の「概要」に当たれば即アウトなのではなくて、（２）の説明の表現の中に（１）の各類型について基本的にどう該当性を考えるのかの部分が含まれているようなところがあると思うので、その部分を前に出した上で、その上で類型ごとに「問題とされうる」場合を、これを「問題とされうる」ではなく全ての類型において「該当するおそれが高い」という表現でくくってしまってよいかについてはなおちゅうちょもあるのですが、その例として、（２）の「おそれ」のある場合の例として（１）の「例」を挙げるべきではないかなというように感じています。

そうすると類型ごとの表題ないし（１）の「概要」の文言に当たれば、原則的に９条該当性の問題になるかのようなガイドラインの意味の誤認が生じにくくなるような気がしますし、結果的にどういう場合を問題視するのかがより明確になるのではないかというふうに、現時点では思います。

ただ、こうしますと類型10、後でまた触れればいいのでしょうかけれども、それは、今の案で書かれている「例」ですと、この表現のままで基準化するにはやや問題かなという感じもしますので、類型10については、少し表現上の工夫が要るのかもしれないと思うのですが、（１）と（２）の記述の流し方についても、見直す余地があるのではないかなと感じています。

また、その（２）の例示のための説明の本文では、やはりそれだけで即９条違反になるとは書いていないのに、（２）の表題が「該当するおそれが高い」という表現になっていることにも、いささかアンバランス感を感じます。

ですので、少なくとも「誤認されるおそれがある」等と一旦くくった後で、２ページの末尾の段落に記載しているような「総合評価によっては、表示禁止事項に該当すると判断される場合がある」等といったような、締めめの文章を類型の説明ごとに一つ一つ置いてみるとか、そういった形で、何をどのように問題としているのかということが、もう少し伝

わりやすいようにならないかなと感じます。

長くなりましたが、とりあえず以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

今、菅委員のほうから、確かに、委員の皆様方と違って、実際にガイドラインを読まれる方が、我々が伝えたいというところを、本当に効果的に伝わるということを前提とした御意見だったと思うのですけれども、今の御意見に対して、ほかの委員の方はどうでしょうかね。

有田委員、よろしく申し上げます。

○有田委員 有田です。ありがとうございます。

今の菅委員の御発言と、私も同様の意見です。議論をしてきた私たちは、経過がよく分かっていますので、このガイドライン案の資料を最初に拝見したときは、非常に苦勞されて事務方が作られたと感じました。

議論に関わっていますので、読み込めるのですが、確かに初めて御覧になった方が読み込めるかどうかというのは、工夫しないと分かりにくいのではないかと考えていました。菅委員と同様の意見です。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか、どうぞ。

○武石委員 ちょっと2に戻って恐縮なのですが、適用範囲のところ、確かに適用が一般加工食品だけではなくて、菅委員のおっしゃるような業務用、これは、実際あり得る話なので、そこら辺は一般加工用食品に限定せずに、もう少し業務用なども読めるような形でやられたほうがいいのかという気が、実際その取引の中で、BtoBの中でも、こういった相手の業者から添加表示を求められるという事例があるとも聞いておりますので、そこは、単に消費者向けの商品だけではなくて、そういったものも含まれると読めたほうがいいのかという気がしております。

あと、3のところは、先ほど菅委員がおっしゃったように、今回かなり類型ごとに、それぞれ詰めた議論をしてきておりますので、賛否両方書けとは言いませんけれども、もう少し対立点分かるような形で整理していただいて、例えば、類型1だけを見ても、単に無添加とだけ記載した表示がいけないという整理になってはいますが、実際は、無添加がいけないのか、例えば食品添加物無添加という表示にしたかどうかとか、無添加を残して無添加の解説を書いたような表示はどうなのかとか、結構、無添加1つとってもいろいろ議論の余地があるような類型があると思いますので、そこら辺をもう少し、一個一個詰めていって、類型ごとにもう少し分かりやすく具体的にしていかないと、なかなか分かりづらいと、実はうちも事業者の方を呼んで、このガイドラインを見てもらったのですが、なかなかこれでは業者は判断できませんねといったようなところが、特に最後のタイプの4とか5の辺りは多く出ましたので、そこら辺をもう少し事業者が見て、ぱっと判断できるような形のガイドラインにしていかないと、確かに、直ちに違反になる印象を与えるといった

ことを懸念されて、いろいろ配慮して書いていただいたと思いますが、逆に事業者が、実際、自分の表示をチェックするという意味で、なかなか今のガイドラインではチェックしづらいといったことがありますので、もう少し（２）の辺りを具体的に書き込んでいくという作業が必要ではないかなと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○菅委員 すみません、自分でややこしいこと言ってしまいましたが、私のイメージとしては、もちろん、今、武石委員がおっしゃったようにどんどん詳しく書ければ、それに越したことはないのかもしれませんが、差し当たり、例えば類型１で、「単なる無添加」というのが、もちろん「無添加となる対象が不明確」であるというのはその概要としていいのですけれども、それがどう問題となるのかは、実は（２）で書いてあるわけです。ちょっと「単なる無添加」の類型の場合はあれですね、あまりバリエーションがないので議論しにくいかもしれませんが、ほかの類型などで（１）の中で「例」を挙げているものというのは、その「例」の場合に関する問題意識としては、皆さんかなり共有できているものも全体としてそれなりにあると思いますし、（２）のどういう場合に９条違反の問題になり得ると考えているのかというところの説明を、少し前に出して、「例」を後で説明するという形にしていくと良いのではないかと。２ページの３の５段落目のなお書き部分なども、意味が分かっている人は分かるのですけれども、「類型に該当することだけでなく」と言うと、「類型に該当する」だけでまず問題になる方向に傾くかのような感じにも読めてしまいますし、そうしたところがもう少し分かりやすくなればと思います。劇的に記載の分量を増やすということまでを、絶対のものとは考えてはいたいたのですが、もう少しその点を工夫したらいいのではないかなと感じています。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうでしょうか。確かに、ちょっと違う話かもしれませんが、この検討会のいろいろな御意見が出たということで、これは報告書ですと、そういう経緯が表に出て、読む方が納得していただくのですが、これはガイドラインとして出すということが難しいかと思うのですね。

ただ、その中でより具体的に分かりやすくということまで、どこまで書けるかということもまた難しいところがあって、要するに、これまでの議論の中で、非公開で検討した部分も頭に置いた形になると、なおさらまた難しいと、その議論の結果としての類型化、このぐらいの程度だと思っております。

ただ、さっき菅委員がおっしゃられたように、伝え方としては、例示はあくまでも例示であって、最後なり個別の文章の中で入れるほうが分かりやすいということもあるかと思うのですが、どうでしょうかね、ほかの委員の方で。

どうぞ。

○浦郷委員 浦郷です。

先ほどの菅委員のお話、申し訳ないのですけれども、私にはややこしくて余計分からないう感じ、今回、事務局がこうやってまとめていただいたのは、すごく私は分かりやすいと思います。こういう類型のものということで概要が書かれていて、(2)のほうで、その例示が示されているというところで、やはり消費者は、これを見ても分からないと思いますけれども、このガイドラインを使うのは事業者で、それも表示に関わっている方だと思いますので、そういう方たちは、きちんと読み込めば理解されるのではないかなと思います。

それから、武石委員のほうからの御意見で、両論併記みたいなこともおっしゃっていましたが、やはりガイドラインなので、そこは両論書くと、やはり、余計事業者の方が混乱するのではないかと思います。

このガイドラインを基に、私は事業者の良識に期待したいなというところを思っております。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、上田委員。

○上田委員 今の浦郷委員の意見に賛成で、私は、ガイドラインはこのレベルでいいと思います。事業者の方によく勉強していただくということがまず、前提にあるべきです。消費者の方に必要な情報の提供をという視点を考えていただいて、不使用表示をするという前提に立った考え方にたって「ガイドラインをどうやってすり抜けるか」と考えるのではなくて、「こんな表示をして本当にいいのだろうか」、「消費者の方は誤解するのではないだろうか」と、そういうふうに事業者の方には考えていただく。そういうことなのだろうと思います。

○池戸座長 有田委員、お願いします。

○有田委員

1つは、両論併記というのは、ガイドラインにはふさわしくないという浦郷委員のご意見のとおりだと思います。それは、それとして、表示担当者があるような事業者の方ばかりではない。食品産業は、中小の方が多くて、そして、今回私もいろいろ調べましたが、小規模事業者の方が、割と無添加とか書かれていました。それについて、これから何年かかけて分かっていただくようなことを行わないといけないのだと思うのです。そういうこともきちんと事務方のほうで書かれているので、それでいいと思うのですが、分かって当然だということではないということだけは、発言をしておきたいと思います。

もちろん、先ほど委員長がおっしゃったように、非公開で行った議論を、ここに書くわけにはいかないというのは、十分承知しているのです。けれども、議論したからこそ、随

分と苦勞されて事務方が、こういう表現をされたのだと読み込めたわけです。これを初めて見たときに、読み込めるのかどうかというところの箇所は、もう少し工夫をしたほうが良いと私も思います。

事業者だから分かって当然ではなくて、消費者と同じような感覚のところもあるということを理解した上では、ある程度、分かりやすさというのは、ガイドラインには必要だと思います。

以上です。

○池戸座長 戸部委員、お願いします。

○戸部委員 確かにガイドラインのところで両論併記というのは、なじまないというのは分かるのですが、実際、使うときのことを考えると、やはり、例えば類型1、2と、10までありますけれども、なぜ、これが誤認させるおそれがあるのかというところの理由が書かれているといいのかなと、要は両論併記が必要な類型の部分とか事例に関しては、なぜ、こういう両論があるのかというようなことを少し足していただくと、事業者の方が自分たちの表示に関してチェックをかけたときに、こういう読み方もされる、要するに自分たちが意図としていない読み方もあるのだなということに対して、どのような補足説明が必要なのかと考えるなど次のアクションにつながると思います。今、ここまでまとめていただいて助かるのですが、解釈が複数あるものについては、ここは誤認のおそれがあるというところを足していただくと、より良くなるのかなと思いました。

言うのは簡単ですが、そんな意見です。よろしくお願いします。

○池戸座長 ありがとうございます。

有田委員、お願いします。

○有田委員 両論併記というよりも、そういう例示という意味ですね、それは、菅委員もおっしゃっているし、私も、それは当然必要だと思います。

ですから、両論ではなくて例示で、ガイドラインとして分かりやすくしてほしいという意味の、そういう両論という意味だったのだらうと受け止めれば、それは必要だと思います。

○池戸座長 どうぞ、菅委員。

○菅委員 菅です。

先ほど、まさに戸部委員がおっしゃったような趣旨のことが、私の最初の長々とした意見の中でいうと、類型ごとの(2)の文章の中の最初の部分辺りに、それなりに披露されていて、そういった考え方のもとに、9条の問題になることがあるのだということを、前に出してからの方が説明としていいだろうということです。

やはり、そういうことを考えていったときに、一番分かりにくくなっているのが、類型10だと思いますけれども、類型10は(1)で、「過度に無添加あるいは不使用の文字等が強調されている」といって、例1として、この中で「場所を変えて複数回」という、その「複数回」ということだけが出ているのですよね。これは議論があったように、「複数回」

とは何ぞやというところから、もう2回になったら、即アウトなのかみたいな印象を、すっと読むと読者に与えてしまうのではないかと思うのです。

ただ(2)をよく読むと、「あらゆる場所に」という説明が出てきたり、「過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語など」という説明説明が出てくるのですけれども、結局、どの程度のところになると問題になるかの説明が早めに出てこないことで、(1)を読んでいる段階で大分戸惑うのではないかなと。

僕は、ここで明確な回数基準とか、大きさの基準などを設けることについては難しいだろうと思っていますし、やるべきではないと思っていますのですけれども、いずれにしても、(1)で紹介している概要の表現と(2)で本当に問題にしようとしているもの、しかもその中で程度がひどいものをさらに9条違反で処分することがあるかもしれないという濃淡があることについて、最初の2ページの3の柱書部分部分だけを読んだだけでは、なかなか伝わりづらいのかなと思うので、その辺りの見せ方の工夫が要るだろうということです。

しつこいようですが、以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。ちょっと時間の関係もあって申しわけございませんが、今、具体的な御提案の中に、菅委員のほうから、これを読んだ方の理解のしやすさからいくと(1)と(2)、(1)の例のところですね。これを(2)の後に、まず、内容を伝えた上で、例示としてはこういうものがありますよというほうが分かりやすいのではないかという御提案がございましたけれども、どうでしょうか、そういう御提案に対して、もし、そうであれば、そういうふうに修正させていただくということで、よろしいでしょうか。

ただし、その例示というのがなかなか難しく、こういうのはいいですけれども、こういうのは駄目ですという書き方というのは、なかなか難しいのではないかと思うのですね。そうかといって、また個別で、今、取引されているようなものを例示するというのも、なかなか難しいという、そういう中でのあれですけれども、そうは言っても、少し両論の中の、もう一方のほうのような文章に、そういうのをちょっと入れ込んで、より分かりやすくできるかどうかという工夫だと思うのですね、そのところは。

どうぞ。

○菅委員 菅です。何度もすみません。

もう一つは、先ほどの最初の意見の中で申し上げたのですけれども、「おそれが高い」と表現をしてしまってから、まだ、「類型に該当することだけではなく」という形の関係になるところの相互の分かりにくさについても、「表示禁止事項に該当するおそれが高い」と言ってしまう表現は、9条1項、各号に当たっていると、どちらかというと考えているというニュアンスのほうで伝わりやすいように思うのです。そうであるべきだという意見と、そうではないというべきだという意見がいろいろあると思いますけれども、少なくとも、今、書こうとしている内容としては、そこに当たったとしても、さらに総合的に考え

るというクッションがもうワンクッション入る前提なのだろうと思うので、この「おそれが高い」ものについても、2ページ目の3の一番下のなお書きの中で、こういうふうに考えるというのであれば、そう読めるようにしておかれないといけないですし、けれども、他方で、例の中で、これはもうはっきりと「かなりおそれが高い」というか、違反に当たっていると考えてもいいのではないかと思えるものについては、逆にもう少し強めて、ほかと差別化するような表現にするというようなことも考えたほうがよいのではないかなという気がします。その辺の濃淡はなしにしようと言ったような面もなくはないのですが、やはり説明の中で類型ごとに、少し強弱をつけたほうがよいのではないかと思います。

すみません、以上です。

○池戸座長 前回まで、このおそれが高いというのを整理した経緯があるので、これもどう解釈するかということだと思いのですね。

ただ、先ほど課長のほうからもお話がありましたように、これで、規制が今までより強化するとか、そういう話ではなくて、自主的に理解を深めていただくという趣旨のガイドラインなので、そこら辺の情報がセットで伝わるかどうかということだと思いのです。

必ずしもパーフェクトではないのですが、その後の普及、啓発のところで、事業者に対して、このガイドラインを普及するときに、さっきの賛否両論の御意見があったとか、そう経緯といったものも、特にここにおられる委員は、そういうことを十分理解されていると思いますが、何かそれ以外で議事録的な内容を伝えるような手段というのはありますか、この議論の経過がですね。

あまり私は、ガイドラインにまた解説をつけるというのも、ガイドラインにならないのではないかと考えておりますので、それこそ混乱する話であって、そういうのはちょっといかがかと思うのですが、どうでしょうかね。

○有田委員 質問をよろしいでしょうか、有田ですが。

○池戸座長 どうぞ。

○有田委員 公正競争規約の関連の質問です。おみそ業界などの扱いについて、どのようになるのかと考えていました。ヒアリングの際におみそ業界の方も表示を小さくするというような発言をされていたと思うのです。その事の扱いが私の中では腑に落ちていないのです。公正競争規約関連の扱いについて教えてください。

○池戸座長 今の御質問は、みそのことについてということでの御質問でよろしいでしょうか。

○有田委員 すみません、みそだけではないのです。武石委員の意見として提出されている資料の最後に書かれていることについてです。

○池戸座長 どうでしょうかね。

○谷口課長 お答えいたします。

このガイドラインにつきましては、特定の何らかの食品だけではなくて、みそならみそという形で特定しているものはございませんので、当然、加工食品全般に関わってくるも

のでございますので、それぞれの業界において必要な見直しとかがあればやっていただきたいなと思っております。こちらのほうから何か、ここは絶対こうしてくださいと言うものでもないかなと思っておりますので、このガイドラインを参考に、必要に応じて見直しをいただきたいなと思っております。

以上です。

○有田委員 これまでの経過もあり、ルールも作ってきたということで発言をされてきました。ですので確認をさせていただきました。ありがとうございます。

○池戸座長 どうぞ。

○武石委員 確かに、おみそ業界の方は、これを心配されておまして、書いた趣旨は、一応公正競争規約ですので、公取さんと消費者庁さんが認定された規約の中で、今、無添加ということはずっと使ってきて、特段問題になっていなかったという中で、今回、明らかに単なる無添加が駄目だというような整理に間違いなくなるはずですので、そういった場合にどういった対応をするかということについて、基本的には、恐らく、おみそ業界さんの中で話し合っ、公正競争規約の見直しをしようというような議論をされるのが理想だと思いますが、仮にそういった動きがない場合に、例えば行政のほうから、公正競争規約が不適正なので見直しなさいと、そういった指導があるのかとか、そういったことを、何か手続的に必要なのかなということ懸念しているのではないかなというのも一方であるのかなということで、そこら辺の、公正競争規約は、きちんとした認定行為があるからいいのでしょうかけれども、ほかワインとか、あちらのほうは国税の関係の方も、一連のルールの中で自主基準を作っていますので、そこら辺も心配されていたのは、そういった行政のほうから何か働きかけがあって見直すことになるのか、そうではなくて自主的にやるものなのかといった辺りを明確にさせていただけると、すっきりするかなと思います。

○池戸座長 時間の関係で申し訳ございませんが、今、類型のほうにも一部入ってきているのですが、先ほどの書き方のスタイルとして、(2)を最初に置いて例示を書くということは、御了解いただいたということでよろしいでしょうか。それで修正させていただきたいと思います。

今度は、個別の類型の話に移らせていただいて、その中でまた御議論をいただきたいと思うのですが、3ページです。単なる無添加、1つずつざっと流していきいたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

類型の2のところは、先ほど上田委員のほうから確認したい旨のお話がありましたが、これに対して事務局の方でコメントがございますでしょうか。合成着色料の合着とかも含めた形確認だったと思うのですけれども。

○宇野補佐 そうしましたら、先ほど上田委員から御質問いただいたところで、類型2に関するところで、合着とか、そういった単語を短くして使っているような場合が該当するかというお話だったと思うのですけれども。

○池戸座長 あと、無化調というのも。

○宇野補佐 該当すると考えております。（２）のほうで、単語は、字づらとしては変わっているかもしれませんが、人工、合成ですとか、こういった用語の使い方に関する考え方を（２）で示しておりますので、それに基づいて考えていただければよいと思っております。

○池戸座長 ということだそうですが、類型２について、どうでしょうか。

浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員 浦郷です。

すみません、先ほどの書き方のところで変えるというところが、今ひとつ理解できていないのですけれども、概要は概要でこのままで、その括弧の例の記載を（２）の下にもってくるということなのではないでしょうか。

○池戸座長 私はそういう考えだと。

○浦郷委員 分かりました。では、そこを確認した上で、類型２のところで、概要の括弧の例のところ、これが下に来るとい話なのですからけれども、天然という言葉が入っていますね。これは、食品表示基準に規定されていない用語ということなので、多分入っているのだと思いますけれども、この天然という言葉は、無添加とか不使用とともに用いられるものではないと思うので、この天然というのを削除すると、この３ページの32行目以降のところの文章がもっとすっきりするのではないかなと思います。の天然という言葉が入っているがために何か、天然香料を除くとか、よい印象とか、そういうのを入れなければならなくて、それがあるとすごく読みにくいので、天然は基準に規定されていない用語ではあるのですけれども、無添加とか不使用とともに用いられることはないので、天然をなくせば、32行目以降は、この適切とは言えない、人工、合成及び化学の用語を用いた食品添加物の表示は、消費者がこれら用語に悪い印象を持っている場合、無添加あるいは不使用とともにということで、そのほうがすっきり分かりやすくなるのではないかなと思うので、いかがでしょうかということなのです。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。どうでしょうか、今の御提案、天然と、よい印象のところのセットでということですね、よい印象というのは、天然を頭に置いて書かれたという、前回御説明があったのですが、どうぞ。

○上田委員 例えば、「非天然甘味料不使用」とか、そういう表示もあり得ますので、あってもいいのではないかと、私は思います。

○池戸座長 それだと、非天然という言い方になりますね、そうすると、天然というよりも、どうでしょうか。

どうぞ。

○菅委員 菅です。

今の点質問ですが、要は、「天然」の用語そのものを使ってというのは、今、浦郷委員御指摘のように、具体例がイメージできない感じですか、そうならば、外すということも

あってもいいのかなと直感的に思うのですけれども、「非天然」の用語は、やはり「天然」というのと違うので、列挙するのだったら、「天然」ではない形のものにすべきではないかという気がします。

○池戸座長 どうでしょうか。

どうぞ。

○上田委員 最後のパラグラフにもあるように、天然は、もともと使ってはいけないにもかかわらず、市場には、現実に使われています。そういうことから考えると、やはりここに入っているのも良いのではないかと思います。有利誤認のおそれがあるということを説明する上で、これは必要なのかなと思います。

○池戸座長 ということですが、どうぞ。

○浦郷委員 私も具体的な例が思い浮かばなかったもので、こういう発言をしましたが、実際あるというのであれば、これは入っても、その後の文章が読みにくいかもしれないですけども、入っても差し支えないのかなとは思っています。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○菅委員 もうせっかくここまで議論をしているので確認ですけれども、ただ単に、ほかの表示と離れたところで、「天然」とだけ書いてあるだけでは、差し当たり、このガイドラインとの関係では問題にするわけではないということになる理解でしょうか。

先ほど言った、添加物という言葉の使用、不使用とつなげて直接書くわけではないというようなケース、その添加物だけの問題ではないところに波及したりするのかどうなのかの問題も含めて、大丈夫なのか少し気になりました。

○池戸座長 どうぞ。

○上田委員 例としては、「人工甘味料不使用、天然甘味料使用」と、例えばそういうかたちで使われるケースが多いのですが、その天然という言葉自身が独り歩きして、どこかにぽっと表示されるケースがある。恐らく消費者庁もそう考えられていると思います。

○池戸座長 ということだそうですが、よろしいですか。

どうぞ。

○村委員 村です。

今議論されている点ですけれども、3ページの(2)の第2パラグラフのところに、食品表示基準において云々ということで、きちんとルールがどういうふうに定められているかということが書いてあります。

現に上田委員が指摘されたような使い方がされているのであれば、ここにきちんと次長通知についての説明が丁寧にされておりまして、ちゃんと読んでいただければ御理解いただけるのではないかと思います。

こういうふうに次長通知があるということは、やはり使われている現実が、その添加物絡みであるということで、平成27年にこの通知が出ているのだらうと思うので、そういう意味では、現状のような表記でいいのではないかと、私としては考えます。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

ということでよろしいでしょうか、ありがとうございます。

では、次の種類の3のほうです。法令で認められていない。

あとで戻っていただいても結構ですので、それでは、次の種類の4、同一機能、類似機能を持つ添加物を使用したときの表示ということです。

どうでしょうか、これと次の種類の5が、原材料との関係ですけれども。

浦郷委員、お願いします。

○浦郷委員 浦郷です。類型5の方でも。

○池戸座長 大丈夫ですよ。

○浦郷委員 ちょっと、ここもすごくややこしくて、理解が十分ではないかもしれないですけれども、5ページの21行目のところで、不使用表示とともに同一機能、類似機能を有する原材料について明示していない場合ということで、この後に文章が続いていますけれども、では明示していれば表示できると事業者は受け止めるのではないかと思います。

例えば、乳化剤不使用と書きながら、乳化作用として卵黄を使用していますということを書けばオーケーなのかという、何かそういうお墨つきを与えてしまうようで、何かこのような表示が増えるのではないかというおそれを持ちます。やはりそういう表示になってしまうと、食品添加物に対する理解が十分でない消費者には、機能を原料で使用したほうが優良または有利というような誤認を与えかねず、ますます食品添加物のイメージを悪くすることに助長することになるのではないかなと思いますので、私は、この21行目以下は、もうばっさり削除したほうがよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

以上です。

○池戸座長 という御提案なのですけれども、どうでしょうか。

○武石委員 ここのところは意見書にも出したように、特に類型5は意見が分かれるところで、今、例の2に書いてありますね、例えば、乳化剤を使用していない旨で、その高度に加工して、どこまでが高度なのかとか、そこら辺が恐らく事業者にとってなかなか分かりにくいでしょうし、あと類型4もそうなのですが、これは検討会の中では、ちょっと事業者は、これぐらい勉強してやりなさいということでお話しされたのですが、ただ、添加物というのは幾つもの機能を持っておりますので、例えばこの例1で書いてあるのは類型4の例1でも、例えばグリシンのような日持ち向上剤を使った場合に、グリシン自体が、今、保存料には整理されていないので、事実に基づく表示としては保存料不使用と書くことが、そんなにいけないことなのかというのが、なかなか事業者にとってはわかりにくいかなということもあって、ずっとこの類型には、不必要だという意見を差し上げたところ

でございますし、類型5のところも、原材料につきましては、それこそ、数限りない添加物としての機能を有する製品があるので、それについて、この乳化剤だけ取り上げて、今、例示されておりますが、それ以外のものについて、どこまで本当にこの規定を読んで、整理して判断できるのかというのは、このガイドラインだけでは不明確であると思いますので、これについても、引き続き、こういった類型に含めるのは不相当だということで、意見を表明させていただいたところでもあります。

特に、今回、コーデックスを、例えば、類型4とか、類型5で、強調表示のコーデックスのガイドラインを引用されているのですが、このコーデックスは、御案内のように、あくまでも憲法のようなもので、国際ルールの基準ということで、具体的には、各国の食品表示法なり、具体的規制の中で整理されていくべきもので、殊更、このコーデックスのような原則を持ち上げて、今まで、こういったQ&Aで整理した例はないと思いますので、添加物だけどうして、こういったものでコーデックスを引用して整理していくのかというのが、理解に苦しむところで、前回の検討会で、食品添加物については、コーデックスの添加物ルールというのは、相入れないといいますか、一致しないということで、用途名とか一括表示については、現行制度を維持するといったような整理がされていく中で、なぜ、不使用表示だけ、添加物についてコーデックスを引用して、原則的なことをここで適用するのかといったことは、この類型4、類型5は、かなりコーデックスをベースに理論構成されていますので、そこが、なかなか今までのルールからすると、行き過ぎているのではないかなということで、ずっと反対の意見を表明させていただいているところでございます。

○池戸座長 どうぞ、お願いします。

○有田委員 私はコーデックスの連絡協議会に出ていますのでその考え方なども理解しているつもりです。しかし、過去の食品添加物表示検討会の際には、コーデックスの考え方に寄せてはどうかという意見は却下された経緯があります。事務方の苦勞が見える中で、文章中に書かれているのは、私も違和感があります。

○池戸座長 どうでしょう。

○上田委員 たしか第1回目の武石委員の意見書には、コーデックスを参考にすべしとあったように思うのですが、お考えを変えられたのかなと思います。

冒頭に申し上げましたように、無添加表示が広がる風潮が、食品添加物制度そのものの土台を揺るがす、そういうようなことが懸念されております。

最近ヨーロッパでも、「添加物の代替として開発された食品素材については、未承認添加物とみなして考えます、規制します」というようなことを表明する行政府が登場したりしていますので、コーデックスもそうですが、国際的な流れで、このような食品添加物制度自体を揺るがすような代替物について、欧米ではクリーンラベル用の代替物というのですけれども、それに対して警告が発せられているという状況があります。参考までに紹介しました。

○池戸座長 そのほか、どうぞ。

○菅委員 菅です。

先ほどの浦郷委員の御指摘に対する意見としてですけれども、今、コーデックスに寄せたのか、寄せていないのかという話はとりあえず置くとして、今、ここの議論の中で、その意見の対立もありながら出てきているのは、少なくとも原材料について明示する場合には、今回のガイドラインの中で、「おそれが高い」というような形のカテゴリーに少なくとも分類するのは難しいというのが、一致点というか、一致しているのかどうか分かりませんが、到達点になってきているのかなと思いますから、ここを外してしまうということにならないように、まとめられる必要がある、原案どおりでいいのではないかと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

○上田委員 何度も申し訳ありません。確かに、この書き方だと、「高度に加工された原材料で代替されている」という部分に焦点が当てられています。例えば、卵黄の例でいいますと、「乳化剤不使用だが、乳化機能のある卵黄を使っています」、そういう書き方をすれば許容されるのではないか」という意見ですけれども、卵黄が加工され、乳化成分が濃縮されているような、そういう素材の場合にも、「卵黄を使用」と書けばいいのかとの話になります。これは事業者の、恐らくコンプライアンスの話だとは思いますが、添加物とみなすべき卵黄加工品が、原材料表示のところに卵黄と表示されている、そういうふうもなりかねないと思います。すみません、補足でございます。特に、文章を変更すればいいというような意見ではございません。

○池戸座長 どうぞ。

○菅委員 今の点の理解なのですけれども、ここの不使用表示とともに同一機能、類似機能を有する原材料と明示するという話は、単に一括のところに書いてあればよいという話のレベルではなくて、すぐそばに打ち消すように、実はこれを使っていますと、これで代替していますと書けという話なので、それはちょっと次元が違う話かなと思いました。

以上です。

○上田委員 分かりました。ありがとうございます。

○池戸座長 お願いします。

○有田委員 有田です。

私は原案のとおりで、コーデックスの書き方について意見はありますが、この書き方で、私はよいと思います。

○池戸座長 どうでしょうか。

どうぞ。

○谷口課長 すみません、コーデックスの件に関して少し補足させていただきたいのですが、(2)のところ、なお書きで記載しておりますコーデックスの部分につきま

して、強調表示に関する一般ガイドラインということをごさいますして、添加物そのもののルールというわけではごさいますませんですして、今回問題になっております添加物の不使用表示ということにつきましても、こちらは義務表示の添加物の表示というわけではなくて、任意で行われる強調表示の部分に係ることかと思さいますので、その考え方の参考として、こちらのほうを記載ささせていただきますというごさいます。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

先ほどの21行目以降の話なのですが、浦郷委員のほうから、逆に明示しない場合ということで、これを先ほどの趣旨で読んだ方が理解できるかどうかというところだとは思いますが、どうぞ。

○浦郷委員 浦郷です。

では、ここの21行以下は、そのまま残すということであれば、乳化剤不使用と書いても、その近くに乳化作用として卵黄を使用していますみたいな打ち消しのそういうことを書けばオーケーということになりますね。私は、ちょっとそれは問題かなと思さいますのですけれども、皆さんは、いかがでしょうか。

○池戸座長 どうでしょうかね。

どうぞ。

○菅委員 菅です。

今の点に関して言うならば、特にそういう形になっても、少なくとも現時点では問題ないということになってしまう。それを殊更、そう書けばよいとまで、このガイドラインに積極的に書くわけではないのですから、現時点での線引きとしては、今の案でいいのではないかと思さいます。

逆に、明示しても不可とするのは、それこそコーデックスを超えていくことになるような気もしますし、そういう形で明示するというごさいますまで、不使用表示を果たするだろうかといったごさいますことでいくと、もうしないでおこうという方向に働くごさいますことも期待する意味も込めて、あえてルールとしては、今のバランスでいいのではないかなと思さいます。

以上です。

○池戸座長 どうぞ、戸部委員、お願いします。

○戸部委員 確かに違和感はあるかもしれませんが、ただ、事実関係としては間違っていないので、あとはどういう選択をしていくのか、あるいは消費者がそれをどう評価していくのかという宿題のような形で、このままでいいのではないかと思さいます。

○池戸座長 ありがとうございます。

よろしいですか、どうぞ。

○浦郷委員 分かりました。事実なので、仕方ないと思さいますけれども、やはり、そういう表示が広がらないことを期待したいと思さいます。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○上田委員 卵黄の話ばかりで、申し訳ないのですけれども、原材料の表示のところでは卵黄としか書きようがないということであっても、上のパラグラフにあるような同一性が失われ、卵黄とは成分が違うというようなものを使用した場合に、どうしても不使用表示を行うのであれば、その旨をやはり明示すべきかと思いますが、これはもう事業者のコンプライアンスというか、消費者からの信頼、そういう話なのかなと考えます。

浦郷委員の意見に共感する部分はあるのですけれども、これはこれで、そういう趣旨を徹底してくのがいいのかなと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、コーデックスのほうも、そういうような位置づけということでよろしいでしょうか。よろしいですか。

○上田委員 前回の検討会で、表示制度がコーデックスのとおりにならなかったではないかということなのですが、そういうことではなくて、食品添加物制度全般、いろいろな観点からコーデックスと違いがある中で、例えば用途名、物質名併記とか、そういうものだけをコーデックスから持って来るべきではないという、たしかそういう結末だったので、先ほど谷口課長がおっしゃったとおりです。強調表示に関する一般的なガイドラインなので、尊重すべきだと思います。

○池戸座長 お願いいたします。

○有田委員 有田です。例えば小規模で、パッケージは、専門業者をお願いしても、コーデックスを知らない理解されていない事業者の方にもいっちゃると思います。先ほど武石委員がおっしゃったようなコーデックスの説明を、どこかに書いておく必要があると思います。ですから「なお」で書かれている文章中に書くよりもアスタリスクか何かで、説明を入れられたほうが良いような気がしています。

○池戸座長 ありがとうございます。

確かに、コーデックスという存在というか、意味そのものが、皆さん理解しているかということもあるかと思いますが、その辺の位置づけみたいなものとか、というのも少し説明を加えた上で書くと、アスタリスクのほうが良いのかなという感じもしますけれども、どうぞ。

○菅委員 菅です。

今の点に関連してなのですけれども、私もコーデックスについて、ここだけこういうふうを書くというのが、どういう意味をガイドラインの中で持つのかなというのは少し疑問に思うところがあって、普通こういうふうにコーデックスを紹介するなら、ガイドラインは、これと同旨なのか、同旨ではなく少し違うのか、その辺りの何かコメントがないと、何のためにこれを書いたのかということが、後で、これと同じだと解釈する人も、これと少し違うのだと解釈する人にとっても、難しいことになったりはしないのかなと、これを参考にしたと書くのも、また曖昧かもしれませんが、何かどうしても本文に書かなくては

いけないのかどうかについては、私も疑問に思うので、いっそなくしてしまっただけではいけないのかどうかも含めて、ちょっと位置づけは考えられたほうがいいのかもかもしれません。全く同じだという理解なのだったらいいのですけれども、私自身は全く同じなわけではないのかもかもしれないと思っているので、そこの辺りの誤解がないようにしたほうがいいような気がします。

○池戸座長 どうぞ。

○武石委員 私の言いたかったのは、その点で、今回前書きのほうに入っておりますけれども、食品表示法上は、任意表示というのは第7条で規定しております、一般的には、その第7条の栄養成分表示などが強調表示ということで、一般の解説書などでは書かれているところです。

そういった意味で、食品表示法の中の強調表示というのは、今まできちんと整理されている中で、初めてこういったコーデックスの一般ルールを持ってきて、これは強調表示の原則なのだと言われると、今までの食品表示法の運用と違ってくるのではないかという問題意識で、そういった発言をさせていただきました。

○池戸座長 ありがとうございます。

ここも少し意見が分かれるところがあって、なかなか悩ましいのですが。

どうぞ。

○上田委員 上田です。

コーデックスのガイドラインを参考にしていますと、その程度で良いと思います。

○池戸座長 どうぞ。

○斎藤委員 すみません、受け手からすると、このコーデックスという言葉が入ると、世界はこういう形でやっているから、この前文は、当たり前前に正しいのだと強調されているように受け止めるのですね。

上田さんが、添加物の不使用の見解を出されたときも、この部分が書かれたのがあったと思うのですけれども、私も最初受け止めたときに、自分たちの認識は、何か低いのではないかと、そういう思いを持ったことを思い出したので、ちょっと慎重に使わないと受けとめ方が、ちょっといろいろ変わってくるかなと思います。

以上になります。

○池戸座長 ということなのですが、どうでしょうか。ここは今日ここで議論をしても、なかなか結論が出ないような感じがしますので、これはひとまず預かりという形にさせていただきますと思います。

それでは、次の類型6です。健康安全の関係です。いかがでしょうか。少し時間が過ぎても申しわけございませんが、そのまま続けさせていただきたいと思います。

これと類型7は、健康安全以外との関連づけ、それも併せて、もし御意見等がございましたら、どうぞ。

先ほどのコメントの話を、補足的に事務局の方でお願いします。

○宇野補佐 そうしましたら、上田委員から先ほど御質問ありました件に回答いたします。

開封後と言及せずにというところで、科学的な因果関係を説明できなければならないということでよいかというお話だったと思いますけれども、これは、今、開封後というところに関しては、矛盾と関係づけているので、そのような表記をしておりますけれども、そのほか、1号、その前段のおいしい理由ですとか、製品が変色する可能性の理由というところに書いてあるように、因果関係を説明できない場合には、それぞれ誤認につながるという整理をしておりますので、矛盾という話ではなかったとしても、因果関係を説明できない場合には誤認につながるおそれがあると考えております。

続いて、保存料の代わりに日持ち向上剤ですとかpH調整剤を用いたりしている場合は、類型4に該当するかというお話でしたけれども、類型7かつ類型4にも該当するというようにも考えられると思っております。

続いて、保存料も日持ち向上目的の添加物も使用していない場合には、予期できないというような類型8に該当することもあるかという話でしたけれども、それもあつと思いません。類型7であり、かつ類型8でありということもあるとは思っております。

○池戸座長 よろしいですか。ありがとうございます。

○武石委員 この類型7は、意見書にも書きましたように、かなり意見が分かれているところだと思います。

そういった意味で、例えば今のこの開封後を入れた場合でも、さらにその状況によっては、その可能性があるのでは個別ケースを見なくては判断できないという御指摘だったと思うのですが、基本的に注意喚起表示で、実際に、開封後に保存料を使っていない場合に、かびやすくなるといった実態がある中で、こういった表記をすること自体は、そのメーカー自体が、お客様のそういった意見をもとに、注意喚起表示でやっておりますので、そこまで、理屈的に言うと、全ての場合に保存料不使用の安全性を担保できるかというような評価につながるような、その誤認を生まないかと言われると、そこまで証明できませんが、一般的な表現として、保存料を使っておりませんので、開封後はお早めにお召し上がりくださいという表現が、直ちに優良誤認に当たるというようなものとは言えないと、矛盾するとか、そういった表現にはならないと思いますが、こここのところは、それこそメーカーは、いろいろな形で注意喚起表示をしておりますので、そういったものは、これによって、むしろお客様の情報提供が損なわれないようにすべきではないかなというような感想を持っております。

○池戸座長 どうぞ。

○上田委員 既にもう意見書に書きましたけれども、私ども協会の見解は書いたとおりで、衛生上も非常に問題の大きい表示だと思っております。この表示を見た子供がどう考えるか、「このメーカーは保存料を買うお金がないのだ、かわいそうだね」と、恐らくそういうことになるかと思っております。

○池戸座長 どうでしょうか。

どうぞ。

○菅委員 菅です。

大事なことは、関連づける以上は因果関係を説明しなければならず、当該食品について、その因果関係の説明のできるような内容のことが書かれているかどうかというのが、結局基準になるので、「なので」とつないだ限りは責任をもって因果関係を説明できるようなものにしていただきねということに尽きるのかなと思います。

ですので、今の形で、基本的な形としてはいいのではないかと考えています。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○有田委員 有田ですけれども、菅委員と同様の意見です。

○池戸座長 ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただいて、類型の8です。予期されていない食品への表示、いかがでしょうか。

どうぞ。

○村委員 村です。

ちょっと質問なのですが、類型8の例の2のところ、括弧書きのところ、括弧書きのところがフォントがすごく小さくなっているのですけれども、これはどういうことでしょうか。ガイドラインをまとめたときも、このような表記にするという御趣旨ですか。そうであるとすれば、なぜなのかということをお伺いしたいと思います。

○池戸座長 これは、何か意味がある書き方なのでしょうか。

○宇野補佐 その前段の例とは、具体的な話が後ろの小さく文字をしていたところで、その前段の例とは、ちょっとトーンが違うという意味合いで小さくしているのですけれども、その確固たる信念があって小さくしているというところまでではないです。

○池戸座長 今、村委員の御指摘のように、何か意味があるかなということで読み取る方がおられるのだったら、別に普通の文字でもいいということですね。ということだそうですね。

そのほか、いかがですか。

次の類型の9、キャリアオーバーとか、加工助剤を使っている場合。

お願いします。

○上田委員 類型8については、武石委員がご指摘されたように、ここは意見が割れていたのではないかとことだと思っています。以前、意見を申しあげましたように、スーパーの店頭で同種の製品で同じ添加物を不使用というのが、2社、3社並んだ時点で、既に消費者の方からすると、使用せずとも製造できるのだと思っています。それが私の意見でございます。ガイドライン中ではこれ以上書きようがないので、このままで良いかなと思います。

それから、類型9ですけれども、質問したように、窒素とかアルゴンを使った食品で、

酸化防止剤不使用と書くことについては、類型4あるいは類型4と9に該当するおそれがあるという理解でよろしいでしょうか。

○池戸座長 それですね、よろしいですか。

○宇野補佐 代替添加物と考えられる場合には、類型4にも該当する場合もあると思います。

あと、類型9かというところですが、類型9ですと、加工助剤、キャリーオーバーとなってきますので、それぞれ定義を持っている用語になりますので、これの定義に該当するのであれば、類型9にも該当する場合もあると思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

武石委員、お願いします。

○武石委員 これは、たまたま昨日、ワイナリー協会の方からもお話を聞いたのですが、まさしくこの類型4に酸化防止剤不使用となると、今出回っている相当の商品がこれに該当するというので、今おっしゃったような説明からすると、酸化防止剤不使用といった表示が、基本的にワインについてはできなくなるということと考えてよろしいのでしょうか。

○池戸座長 どうですかね。

○武石委員 今、ワインは、ここに書いてあるように、アルゴンとか窒素を使って、酸素を抑えたものについて、その酸化防止剤を使わないということの技術を確立した上で、酸化防止剤を不使用という表示をしているわけです。

アルゴンなどは、酸化防止剤には該当しないわけですが、それでも、上田委員のおっしゃるような整理をされると、これは類型4に該当するという話にすると、個別の商品を見ないと直には判断できないということだと思いますが、一般的に言って、今かなり出回っている酸化防止剤不使用のワインは結構多いですので、相当業界の方は気にされております。

そういったものを、こういった今まで全くないルールでいきなり規制されるということについて、相当危機感を持っておられるのですが、今おっしゃったように、酸化防止剤不使用というのは、今回この類型4に該当すると、ワインの場合ですね、そういう整理で本当にいいのでしょうか。

○上田委員 最近アルゴンが、EPAの関連で、日本でも使用可能になりました。国税庁の通知だったと思うのですが、窒素、アルゴンについては酸化防止材料として亜硫酸塩と同じ分類に位置づけられております。

それから、今回アルゴンが承認されましたが、食品衛生法では酸化防止機能を有する物質として製造用剤とされ、使用した場合には加工助剤という扱いになります。表示をする必要がないので、用途名の例には入っておりません。そのような経緯で認可されたと理解しております。

○池戸座長 何かコメントございますか、事務局。

○宇野補佐 ワインへの酸化防止剤が使えなくなる、書けなくなるのかというのは、ちょっと今すぐそうだとか、そうではないとかは申し上げられない。なぜなら個別判断ではありますので、ただ、可能性としまして類型4ですとか類型9に該当する場合はあるかとは思いますが。アルゴンだからというようなことで、何かが除外されるということはないと思います。

○池戸座長 ということだそうなのですけれども。

○武石委員 ここも、根拠が、先ほどから何回も言うように、コーデックスの一般原則などをベースに、代替する機能ということで、新しく類型化しようとしているところなのですが、本当にそういったコーデックスなどを引用して、日本の食品表示法の強調表示の世界で、こういったルールを作ることが本当にいいのかというのは、もっとよく慎重に議論すべきだと思いますし、そういった意味で、この類型4に、単に個別に判断しなくては、分からぬとおっしゃっていますが、恐らく大部分の商品は、かなり強調された表示をされていると思いますので、かなり該当してくる事例があると思いますので、そういった場合に、この日本のワイン業界が、かなり打撃をこうむるということも想定されますので、そういった現状をよく見ていただいた上で、こういった新しいガイドラインの規制を盛り込むことが、本当に合理的なのかどうかというのは、よく判断していただきたいと思います。

○池戸座長 よろしいでしょうか。

そのほか、いかがですか。もしよければ、最後の10のところ、これは先ほどから菅委員にいろいろな御意見もいただいておりますが、どうでしょうか、ここは非常に今までの議論の中でも、具体化しにくいところがある類型だと思うのですが。

○武石委員 ここは、繰り返し言っていますように、確かに具体的に基準を示すのは難しいと思いますが、そうだとすると、事業者がこれを見て、自分の商品が、どういった基準でこれに該当するのかと判断できませんので、そこは、なかなかガイドライン単独で、この⑩が存在し得るとは、なかなか思いませんで、ここに他の項目と書いてありますが、そういった適用の仕方が本当にいいのかどうかというのを含めて、このガイドラインに含めるかどうかというのをよく判断すべきだと思います。

○池戸座長 いかがでしょうか。

お願いいたします。

○有田委員 有田です。

類型10については、過度に強調された表示という書き方も、特に、義務表示、一括表示と同じ字の大きさと書くようにというようなことも書いていません。ですから、これは読み手で判断できると、私は思いましたが、ただ、4と関連してくると、少し混乱する事業者の方がいらっしゃるかもしれません。私は、これでいいと思いましたが、ここについては、読み手に判断をさせるような表現だと思いました。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○菅委員 ここに関しては、先ほど最初に（１）の「例」を（２）の後ろのほうにという位置づけの問題を言ったときにももう申し上げましたけれども、ここの（１）の「概要」の「例１」の例の挙げ方は、ちょっと工夫が要るかなと思います。このまま「場所を変えて複数回」というのを典型例として挙げてしまうと、（２）の最初に書いてある本文とは、全然違うレベル感になってしまうので、そこは工夫が要るかなと。

「例２」のほうも程度の問題があるので、なかなか難しいですけれども、「例１」のほうで、どういう例として書くべきかは、より工夫していただけたらと思います。気の利いた表現を提案できなくて申し訳ないですが。

○池戸座長 いや、これは、どなたが考えても同じ意見だと、難しいと思います。

イメージ的に非常に極端な例の、ビジュアルで示したり、そういうことだと理解しやすいかと思います。

そのほか、いかがですかね。

どうぞ。

○戸部委員 ここの部分は、確かに、その表示だけでというところの判断が難しいとされていて、（２）に書かれているように、この一括表示欄を消費者はきちんと確認しないといけないという、原則というか、基本的な消費者の行動として期待すると、そのようなところでは、この一括表示欄に対してどうかというか、一括表示欄が極端に小さくなっているとか、分かりづらいというようなところとのバランスなのかなと思いました。

そういう点では、（２）のところに、一括表示欄における表示と比較してというようなところのキーワードが入っているので、良いと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

よろしいですかね。

それで、一応個別の類型10まで御意見をいただきました。それで、その先を進めさせていただきたいと思います。４番の普及、啓発のところ、（１）と（２）に分けて書いてありますが、どうぞ。

○戸部委員 ここの４番の（１）の26行目です。食品関連事業者等といったところで、確かに表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識をさらに深めることを書いていただいて、これも大事だと思うのですが、同時に、これは、消費者がミスリードしてしまうということに関してのガイドラインだと思いますので、消費者の認識だとか、消費者にとってほしい行動だとか、消費者との関わりをつけ加えていただくといいと思いました。

○池戸座長 これは、どうでしょうか。行政の対応として（２）の後ろのほうには、消費者のところも書いてあるのですが、自主的な取組というか、民間サイドでというような感じでしょうかね

○戸部委員 このガイドラインの使い方として、事業者が事業者の視点だけではなくて、

表示を読んだ消費者がどう思うのかと、どう理解するかと、どう読むだろうかということについて、チェックをかけてほしいなど、そんな意図です。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうぞ、上田委員。

○上田委員 今般ガイドラインを設定するわけですが、やはり消費者とどう向き合うかという企業姿勢が、大きく効力に影響するのだろうと思います。

今でも現状Q&Aが1個ありますけれども、それだけでも不使用表示は原則しないというポリシーでいる企業もいるわけでありますから、やはり判断を分けるのが企業の方針の違いだと思います。是非、リーディングカンパニーが先頭に立って業界をまとめていただけると、効力が発揮されやすいと思います。

武石委員のセンターも、ぜひ、その中心的な役割を果たしていただけると、より有効だと思います。このような検討会をやった意味があるのかなと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

あとは、中小が圧倒的に多い業界ですから、そういったところに対しては、やはり行政のほうは力を入れてやっていただけたらと思うのですけれどもね。

次の最後の9ページの見直しですね、ガイドラインに基づく表示の、いかがでしょうかね。

浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員 浦郷です。

先ほどの4番のところも5番のところも、私は書かれているもので十分だと思います。

ただ、5番のところは、このガイドラインができた後の無添加不使用表示の実態を踏まえて、このガイドライン自体の見直しもあるのかなと思いますので、そのことはちょっと触れたほうがいいのかと思います。

それと、この検討会の第1回のところで、食品添加物表示制度検討会の報告書からということで、このガイドラインの策定により期待される効果というのが出てきたと思います。本ガイドラインを参考にして、既存の公正競争規約の改正とか、あと広告等の指導ということが書かれていました。

これに加えて、このガイドラインを参考とした景品表示法の適用により、消費者の誤認につながる不使用表示の縮減を期待するというのも書かれていましたし、それは確認したと思います。

このガイドラインによって、容器包装の表示だけにとどまらず、広告とかポップとか、そちらのほうでも、そういう不使用表示が減ることを期待していますので、それについても、4で触れるか、5で触れるかちょっと分からないのですし、どういうふうに書けばいいかも分からないですけれども、触れていただけたらと思います。

以上です。

○池戸座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。

武石委員。

○武石委員 これは、前回の検討会でも報告書の最後に書かれていたのですが、やはり教育の問題というのは結構大事なのですが、学校給食の管理基準の中の添加物に関する規制、言葉がまだ改正されていないと承知しております。

それで、現実にはうちの事業者のほうも、さっき言った業務用というのは、学校給食に卸す食品について、そちらのほうから、例えば化学調味料無添加とちゃんとした表示をして、提出してほしいといったような要請があるということも聞いておりますので、そういったところの考え方については、恐らく文科省なり、学校給食側の考えが変わらないと、なかなかこちらが一方的にガイドラインを作っても普及しないと思いますので、そこはぜひ、1回文科省のほうに、浦郷さん以下、関係する検討会のみんなが行っていただいて、意見交換をしたのですが、なかなか文科省は取り合ってくれなかったという事実がありますので、そのところは、ぜひ行政の力を使っていただいて、やはり教育の、まず子供から、現場からそういうのを直していかなくてはいけないという課題の1つの典型だと思いますので、そこはぜひ、このガイドラインを契機に、そういった取組も文科省に対して働きかけをお願いしたいと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○菅委員 菅です。

9ページの5そのものについてですけれども、結局、どういうことを言っているのかが曖昧になっている部分もあるような気がします。書きたい趣旨は十分理解しているのですけれども、「本来であれば特段の経過措置期間を要するものではない」と書いて、「しかし」としているので、結局、経過措置期間を設けたことになったのか、そうではなくて設けているわけではないのだけれどもということなのか、「本来であれば」という表現を置いてしまうことによって、よく分かりにくくなっているのかなと思います。

私の理解では、ガイドラインは即日適用するというか、既にあるものの解釈を示しただけだからというのを原則的な考え方にしようという御趣旨だと思うのですけれども、その辺りが、結局「経過措置期間」という表題ではないこともあって、曖昧な感じがいたします。

実際は、その監視をするのを2年間猶予するような意味があるのかどうか分かりませんが、末尾の「2年に満たない間においても、可能であれば」といった表現も、本来は即適用して変更していただきたいわけなので、2年以内であっても、包材を見直す機会には、もうガイドラインに従った表示を行うことが求められるのだという感じに少し文章を強めて、2年以内に包材見直しを行うときには、そうした表示が求められるのだよということをうたうことができないものかなと思います。それは厳しいということなのかどうかも含めて、御意見があればお願いします。

○池戸座長 ありがとうございます。

ガイドラインというものに、猶予期間的なものというのは、今まであまり例がないのではないかと思うのですけれども、したがって、思いが出てしまって、こんな書き方になってしまったと思うので、確かに読んだ方からいくと、はっきりしないなというところがありますね。

○武石委員 これは現実問題として、これだけ無添加表示の商品が出回っているのは、一方で事実なので、しかも中小事業者、特に地方の中小事業者が多いという中で、そういったものを周知しながら恐らく切り換えていくということになりますので、単純にその包材の切換えのタイミングだけではなくて、そういった周知期間も要するという意味で、このぐらいの期間は、やはり、経過期間という言葉が適当かは別にして、必要ではないかなと思います。

○池戸座長 分かりました。ただ、文章上読んで、はっきりしないというのはよくないので、そこは少し明確に、よりこちらの意向が伝わるように工夫したほうがいいかなと思います。

どうぞ。

○菅委員 菅です。

そういう意味で、速やかに対応されたいということや、まず、主位的に期待するということが必要なのかなと思いました。

○池戸座長 ありがとうございます。

今ざっと9ページまで非常に貴重な御意見をいただいたのですが、全体を通して、再度見て思う御意見等がございましたら、どうでしょうか。

これまで色々な御意見をいただいて、なかなかこれを最終的にどのように取りまとめるかということになりますが、ここの委員の皆様方の今までの7回にわたる御意見、もちろん非常に尊重をさせていただきますけれども、この後、パブリックコメントをいただけて、もっと外部のご意見、現場の方とか消費者の方とか、そういった方の御意見も踏まえて、やはり再調整が必要かなと思っております。

今日いただいた御意見の中でも、具体的にこれをこうしたほうがいいだろうとか、こういう表現がいいだろうというものもございましたし、具体的な表現まではいかなくても、事務局に対して要検討の注文的なご意見もあり、それに応えるような表現を工夫できるかという内容もあったかと思えます。

ただし、事務手続上、この後話があると思うのですけれども、そんなに猶予期間がないということもございますので、今日いただいた御意見を事務局と私のほうで相談させていただきまして、パーフェクトになるというのはとても難しいかと思うのですが、とりあえず、外部に対してパブリックコメントを求める案という形で出していただくということで如何かと思っています。その案でフィックスするわけでは、もちろんございませんので、その外部からの御意見も踏まえた上で再調整をさせていただいて、ガイドラインにすると

ということです。あと、ガイドライン以外のいろいろな御意見などもあったかと思えます。Q&Aとの関係とか、あと、普及、啓発の具体的なやり方とか、そういうのも非常に有用な意見だと思えますので、それはそれで、また、事務局のほうでも検討していただくことにしたいと思っています。もし、それでよろしければ、一応の案を皆様方にまたお投げして、それに対して御意見をいただいたもので、パブコメにかけるといふことでどうかと思っているのですが、それでよろしいでしょうか。どうぞ。

○武石委員 手続的には、それでいいと思いますが、ただ、恐らくこれからパブコメをかけると、年末年始を挟むことになるので、その期間の設定は十分猶予、事業者を含めて意見を出しやすいように、猶予を持っていただきたいと思います。

○池戸座長 そのとおりだと思います。

どうぞ。

○菅委員 菅です。

手続的にはそういうことで、スケジュール的にもやむを得ないのではないかと思います。

ただ、パブリックコメントが出る前の案というか、パブリックコメントに付する案でフィックスしたという形の扱いをするには、なかなか難しいところもあるでしょうから、その後まだ議論する余地があるのだという先ほどの座長の御説明を前提とすれば、それでよいのではないかと思います。

○池戸座長 ありがとうございます。

そうすると、この後のスケジュール的なところは、事務局のほうから御説明をいただいたほうがいいのかと思います。年末年始が入りますので、それも踏まえて。

○宇野補佐 今後のスケジュールですが、本日の御意見を踏まえまして、修正を行いまして、座長と整理をしまして、再度委員の皆様にお示しをいたします。

それをもちまして、現時点では、12月の第4週にパブリックコメントを開始したいと考えております。

意見提出期間を30日設けますので、1月末にパブリックコメントが終了となります。

2月は事務局においていただいた意見を整理しまして、それを基に、もう一度ガイドラインの修正を行います。

さらに3月上旬には、それをもって再度検討会を開催、次いで3月末にはガイドライン策定ということをご予定しております。

○池戸座長 よろしいですか。第4週というと20日前後までにとのことですね。ということだそうなので、少しタイトなスケジュールにはなりますが、それまでに、今日いただいた御意見を踏まえた修正案をお示ししたいと思っていますので、そのときにまた、できたら、具体的にこうした文言がいいですみたいな御意見をいただくと、非常に作業がやりやすいかと思えますので、御協力をお願いしたいと思います。

ということで、今日は本当に時間が、毎度ながらオーバーして、それだけ重要な議題、案件だと思えますので、また、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

順調にというか、そういう形でいけば、今度、もしお会いできるのが3月上旬ぐらいだと思いますので、それまでの間で、またいろいろと皆様方の御協力を、また個別にもいただくことがあるかと思えますけれども、そのときは、よろしく願いいたします。

今日は、どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。